

議長（福田会長）

報告第3号「宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

次に、報告第3号「宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について」ご説明いたします。

前回の協議会におきまして、決定いただきました協議会規約の中で、会議の運営や小委員会、幹事会の設置等につきまして、その他必要な事項は会長が別に定められておりましたが、必要な規程を制定いたしましたので、ご報告させていただきます。

初めに、会議資料3ページの「宇都宮地域合併協議会会議運営規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会の会議運営に必要な事項を定める規定でございます。

主な要点をご説明いたします。

第1条から第8条までは会議の運営に必要な事項を定めており、第2条では会議は公開を原則としております。第6条では会議録の調製について定めており、第7条で会議ごとに会議録の署名委員を2人、議長が指名することになっております。

第9条から第18条までは会議の傍聴に関する事項を定めており、第10条では傍聴人の定員は20人とし、第11条では傍聴人の受付手続を定め、第12条以降では傍聴人の注意事項等を規定しております。

次に、会議資料6ページの「宇都宮地域合併協議会小委員会規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会に小委員会を置き、協議会から付託された特定の案件を調査、審議するための組織として、その運営に必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第3条では、委員を会長が指名することになっておりますが、協議会の委員と協議会下部組織の幹事会の幹事から指名することになっております。第5条以下では、小委員会の運営に必要な事項を規定しておりますが、第7条では必要があれば小委員会の下部組織として検討会を設置することができる規定をしております。

次に、会議資料7ページの「宇都宮地域合併協議会幹事会規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、幹事会を事務レベルにおける最終調整組織として、また、協議会と専門部会をつなぐ組織として置き、その運営に必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第2条では、幹事会の所掌事項を定めております。第1号では協議会に提出する事項、第2号では幹事会の下部組織でございます協議会専門部会の進行管理を規定しています。第3条、第4条では、幹事、組織を定めており、各市町の助役と職員で幹事会を構成し、幹事長は宇都宮市の助役をもって充てることになっております。なお、組織構成につきましては、お手元の参考資料の2ページのとおりでございます。

次に、会議資料 8 ページの「宇都宮地域合併協議会専門部会規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、専門部会を実質的な合併に関する協議、調整を行う組織として置き、その運営に必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第 3 条、第 4 条では、組織、役員を定めており、各市町の職員で組織し、幹事長が部会長、副部会長を指名することになっております。

第 6 条では、現在 8 つの専門部会を想定しておりますが、必要に応じて、他の専門部会と合同の会議ができる規定をしております。

第 7 条では、専門部会に必要に応じて分科会を設置できる規定をしております。なお、専門部会の組織構成につきましては、参考資料の 3 ページから 10 ページまでのとおりでございます。

次に、会議資料 10 ページの「宇都宮地域合併協議会事務局規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会事務局の組織、運営について必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第 2 条では所掌事項について、第 3 条では事務局に局長・次長その他の職員を置き、第 5 条から第 9 条までは職務権限、決裁区分等を規定しております。第 10 条では協議会の公印について、第 11 条では職員のサービスを規定しており、宇都宮市のサービス規定を準用する規定となっております。

なお、組織構成につきましては、参考資料の 11 ページのとおりでございます。

次に、会議資料 13 ページの「宇都宮地域合併協議会財務規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会の財務に関し必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第 2 条から第 4 条までは歳入歳出予算についての規定で、第 5 条から第 8 条では予算執行上の手続等についての規定をしております。第 9 条では、補則として、その他財務に関し必要な事項は宇都宮市の例によるという規定となっております。

次に、会議資料 15 ページの「宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会に出席いただく委員等に対する報酬及び費用弁償等の支給について、必要な事項を規定しております。

第 2 条第 1 項では、委員等の報酬額を宇都宮市の委員等に対する額と同じくし日額 9,400 円を支給することとしております。

第 2 項では、東京都にお住まいの委員の報酬は、往復の交通費を含め日額 2 万円を支給することとしております。

第 3 項では、委員等で地方公共団体の常勤の職員等には報酬は支給しない規定となっております。

第 3 条では、協議会の委員等が会議以外の用件で旅行をしたときは費用弁償を支給し、第 4 条では、正副会長・行政代表委員等の旅行につきましては、旅費を支給するものとし

ております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。ここで質疑を行います。これまでの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、報告第3号「宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について」は、説明のとおりご承認いただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは承認いただいたものといたします。